

キャンパスネットやまなし設置要綱

(設置)

第1条 県民が生涯を通して、いつでも、どこでも、自由に学ぶことができ、その成果が適切に評価され、さらにその学習の成果を生かして社会参加できる社会の構築を目指し、県民の生涯学習活動を総合的に支援するため、キャンパスネットやまなし（以下「キャンパスネット」という。）を設置する。

(事業)

第2条 キャンパスネットは、次の事業を行う。

- (1) 学習情報の提供
- (2) 学習機会の提供
- (3) 学習室の提供
- (4) 学習歴の蓄積
- (5) 学習成果の活用支援

(組織)

第3条 キャンパスネットは、本部及び連携機関で構成する。

- 2 本部は、キャンパスネットを運営する。
- 3 本部に本部長及び副本部長を置く。
- 4 本部長は、キャンパスネットを総括し、山梨県知事をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、総合県民支援局長をもって充てる。
- 6 連携機関は、県、市町村、大学・短大、カルチャーセンター、各種団体等であつて、本部と連携して学習機会の提供又は学習成果の活用支援を行うとともに、これらに付随する評価を行う。

(企画運営会議)

第4条 キャンパスネットの運営に関する必要事項について意見を聴取するため、企画運営会議を開催する。

- 2 企画運営会議は、県、市町村、大学・短大、カルチャーセンター、各種団体等の代表者及び会員で構成する。

(事務局)

第5条 キャンパスネットの事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、県生涯学習推進センターに置き、事務局長は、県生涯学習推進センター所長をもって充てる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、キャンパスネットに関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成14年2月21日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。